

平成27年4月17日

厚生労働省保険局医療課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

平成24年3月12日通知乱用による
調査照会乱用防止の周知徹底の要望

要望の趣旨

平成24年3月12日通知の疑問を無視し、平成25年3月19日通知、平成25年11月22日通知などの患者の柔道整復師受診妨害回避注意通知を無視し、未だ「平成24年3月12日通知」を根拠と理由に患者の柔道整復師受診妨害を無視する保険者に対し、受診妨害再発防止対策を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

柔道整復師不正保険取り扱い防止対策の大事は言をまたずです。また、保険者のこの対応強化の大事も言をまたずです。但し、目的のためには手段を選ばずの誤りも言をまたずです。

平成24年3月12日通知の患者対象調査照会乱用の疑問は既にくり返し注意され、その問題回避の平成25年3月19日と平成25年11月22日の注意ですが、未だ、平成24年3月12日通知を口実にしての「あげ足取り乱用」を働く保険者の注意の大事です。

この度、東京都にあって、相変らず保険者権限を理由に患者の回答困難調査乱用を行っていることについて、国の妨害防止注意など無視とする問題がありました。国民の医療選択の自由を妨害する重大問題となるおそれの注意です。そこで、改めて、患者対象とする平成24年3月12日通知の疑問の悪用乱用の防止対策の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

なお、改めて、平成24年3月12日通知の基となった会計検査院指摘についての要点は「柔道整復師対象対策」で「患者対象対策」の強制ではないことの注意でこの周知徹底です。